

一般社団法人佐久産業支援センター

定 款

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人佐久産業支援センターと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県佐久市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、健康医療・介護福祉・ヘルスケア分野に於ける佐久地域の強みを生かした新事業の創出及び既存産業の基盤強化の実現を図るため、地域資源を活用しつつ、技術革新による地域産業の高度化と企業間の有機的連携を促進し、地域経済の活性化を実現する事を目的とし、その目的を実現するため、次の事業を行う。

- (1) 企業の安定的事業運営、業績向上、発展存続に寄与できる事業
- (2) 新規事業創出に係る事業
- (3) 販路開拓、情報交換、共同研究開発、技術向上等、企業及び関係機関との連携推進に係る事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会 員 (社 員)

(法人の構成員)

第6条 当法人の会員は、設立会員、一般会員、特別会員、パートナー会員、支援会員とし、設立会員、一般会員、特別会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(種別)

第7条 設立会員は、当法人を設立した次の団体とする。

- (1) 佐久市

- (2) 佐久商工会議所
 - (3) 臼田町商工会
 - (4) 佐久市望月商工会
 - (5) 浅科商工会
 - (6) 佐久市工場協会
- 2 一般会員は、当法人の目的に賛同して入会した佐久市内に居住する個人又は佐久市内に事業の拠点を置く法人又は団体とする。
 - 3 特別会員は、一般会員のうち、当法人の事業に積極的に協力又は貢献するため特別会費を納めたものとする。
 - 4 パートナー会員は、当法人の目的に賛同して入会し、その事業に積極的に協力又は貢献するため特別会費を納めた佐久市外に居住する個人又は佐久市外に事業の拠点を置く法人若しくは団体とする。
 - 5 支援会員は、前項に該当しないもので、当法人の目的に賛同しその事業に協力しようとする法人、団体又は個人とする。

(入会)

第8条 当法人の会員になろうとするものは、別に定める所定の様式による入会申込書を理事会に提出し承認を得るものとする。

(会費及び負担金)

- 第9条 会員は、当法人の運営及び事業活動に必要な経費を負担するため、社員総会において別に定める会費又は負担金を負担しなければならない。
- 2 設立会員は、各団体において承認された当該年度の負担金予算額の範囲内において、負担金の負担義務を負うものとする。

(退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。
- (1) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
 - (2) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

- 第12条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 前2条の規定により退会し、又は除名されたとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡したとき、又は会員である団体が解散したとき。
 - (4) 1年以上会費を滞納したとき。
 - (5) 総会員が同意したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費又は負担金その他の拠出金品は返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、設立会員、一般会員、特別会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事がこれに代わり社員総会を招集する。

3 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第18条 社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第19条 議決権を有する会員は、代理人によって社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を、社員総会の日時の直前の業務時間終了時まで当法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに行う。

3 第1項の会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、当法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第20条 書面により議決権を行使できる場合には、会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までには当該記載をした議決権行使書面を当法人に提出する。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(電磁的方法による議決権の行使)

第21条 電磁的方法により議決権を行使できる場合には、会員は、政令で定めるところにより、当法人の承諾を得て、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までには議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により当法人に提供する。

2 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(議長)

第22条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び総会について選任された議事録署名人2人が署名、押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 3 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括する。
 - 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

- 第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合において、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

(報酬等)

- 第30条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができ、社員総会が定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。

第5章 理事会

(招集)

- 第31条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。
- 2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事がこれに代わり理事会を招集する。

(招集手続の省略)

- 第32条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

- 第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第36条 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第37条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号については定時社員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書（残余財産の処分）

第41条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 事務局

(事務局)

第43条 本会に事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、センター長及び所要の職員を置く。

3 センター長及び職員は、代表理事が任免する。ただし、センター長の任免には、理事会の承認を要する。

第8章 補 則

(細 則)

第44条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第46条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事	佐久商工会議所 会頭	檜山 徹
設立時理事	佐久商工会議所 会頭	檜山 徹
設立時理事	佐久市長	柳田清二
設立時理事	臼田町商工会長	柳澤悦雄
設立時理事	佐久市望月商工会長	岩下智行
設立時理事	浅科商工会長	重田元一
設立時理事	佐久市工場協会長	中川正人
設立時理事（業務執行理事）	産業支援センター長	稲生寿穂
設立時監事	佐久市役所経済部長	茂原啓嗣
設立時監事	佐久商工会議所監事	臼田行孝

(設立時社員名及び住所)

第47条 設立時社員名及び住所は、次のとおりである。

長野県佐久市中込 3 0 5 6 番地
佐久市
長野県佐久市中込 2 9 7 6 番地 4
佐久商工会議所
長野県佐久市臼田 2 2 0 7 番地 1
臼田町商工会
長野県佐久市望月 1 9 5 番地 1
佐久市望月商工会
長野県佐久市甲下原 1 1 9 0 番地 1
浅科商工会
長野県佐久市根々井 1 5 番地 7
佐久市工場協会

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人佐久産業支援センターを設立するため、本定款を作成し、設立時社員佐久市他5名の定款作成代理人である司法書士山際隆浩は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 3 0 年 5 月 3 0 日

設立時社員 佐久市
佐久市長 柳田清二

設立時社員 佐久商工会議所
会頭 樫山 徹

設立時社員 臼田町商工会
会長 柳澤悦雄

設立時社員 佐久市望月商工会
会長 岩下智行

設立時社員 浅科商工会
会長 重田元一

設立時社員 佐久市工場協会
会長 中川正人

上記発起人の定款作成代理人
長野県佐久市岩村田 3 1 1 2 番地

司法書士 山際 隆浩 印